

財 内 第 1 6 5 号
平成 1 5 年 9 月 2 6 日

各部、課（局・署）長 様

助 役

平成 1 6 年度予算編成について（通知）

平成 1 6 年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

記

1 新年度予算の編成に当たって

本市の財政状況は、平成 1 4 年度決算（見込み）において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 8 4 . 6 % となり、市税等の自主財源の減少を要因に平成 1 2 年度からは地方交付税の交付団体に転じているなど、財政構造の硬直化が一層進んできている。

また、今後の中期の財政推計をみても、長引く景気低迷による市民税の減収や固定資産税の評価替えによる減収、数次にわたる恒久的な減税などから、自主財源の増は期待できず、加えて、これまでの財源不足を補ってきた基金残高もほぼ底をついている状況にあることから、財政状況が直ちに好転する兆しはなく、極めて危機的な状況が続くものと予想される。

さらに、政府は、地方への税源委譲と補助金削減、地方交付税の見直しを同時に実現しようという「三位一体の税財政改革」を進めていくこととしており、地方にとって財源の確保は一段と厳しさを増すものと思われる。

このような状況のなかで、歳出については、生活保護費等の扶助費や事務の委譲に伴う児童扶養手当の大幅増、介護保険事業特別会計や国民健康保険事業特別会計などへの繰出金の増など経常的な経費は一層の増加が見込まれる。

一方では、第七次基本計画の 4 年度目を迎え、「住みよい 訪れたい 自然豊かな

やすらぎのまち 伊東」の実現のための諸施策を積極的に推進していかなければならない。

そのため、これまでも財政健全化に向けて職員一丸となって努力をしてきたところであるが、更に取り組みを強化していく必要がある。

2 編成の基本方針について

平成16年度の予算編成に当たっては、各部課（局・署）が主体的に事業の優先順位を判断するとともに事業の見直しに取り組むものとし、政策的経費については、各部内での予算枠の弾力的な運用を認める「部ごとの要求額の上限枠設定方式」を導入することとする。

したがって、各部課（局・署）においては、予算要求に当たり、これらの趣旨を十分理解の上、事務事業全般にわたる見直しを行い、「伊東市行財政改革大綱」のそれぞれの項目を予算へ反映させるとともに、第七次基本計画に掲げる事業の着実な実施を目指し、本年6月から7月にかけて実施したサマーレビュー後の検討を踏まえ、限られた財源の中で重点的、効率的な配分に努めるものとする。

また、予算の計上漏れはもとより、過大見積りや見積り誤り、重複等のないよう精査を怠らないこと。

3 予算要求要領

- (1) 平成16年度予算は、真に市民が求める事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。
- (2) 第三次総合計画に沿って将来を見据え、第七次基本計画の着実な実施を予算に反映させながら、市民要望を的確にとらえるとともに、新たな行政需要を十分検証の上、編成に取り組むものとする。
- (3) 予算要求に当たっては、これまでの施策を改めて見直し、行政関与の必要性、民間活力の活用、経費支出の効率化及び費用負担のあり方、費用対効果、将来の財政負担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位について厳しい評価を加え、事業の徹底的な峻別を行い要求すること。
- (4) 経常的経費の積算に当たっては、徹底した経費の節減に努めるものとし、実施事業の徹底的な見直しを行い、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を除いた前年度当初予算から5%削減した額の範囲内で見積もること。

政策的経費については、部内において各課間の調整を十分に行い、要求額は、別途通知する「部ごとの要求額の上限枠」を必ず下回ること。ただし、「新規事業」及

び「政策的に実施する事業及び特別な事情のある事業」並びに「補助金等」、「臨時職員賃金」及び「時間外勤務手当・特殊勤務手当等」については、「部ごとの要求額の上限枠外」での要求を認めるものとする。

なお、部に属さない課（局）にあつては、それぞれに積算を行うものとする。

- (5) 年々増大する財政需要に対応するため、財源の積極的な確保に努め、既定の経費については、従来の経緯にとらわれることなく、大胆な見直しや整理統合を行い、経費の節減に努めること。
- (6) 事務事業の民間委託については、業務内容や現状の職員での業務実施の可否等を十分検討し、既に委託で実施している業務の廃止を含め、全体的に見直しを行うこと。
- (7) 補助金、負担金については、行政効果を達成したもの及び奨励的なもので相当期間が経過したもののほか、いわゆる零細補助金についても見直しを図ること。
- (8) 使用料・手数料等については、受益と負担の均衡を図った適正な水準が保たれるよう、引き続き見直しを進めること。
- (9) 債務負担行為の設定は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるので、慎重に対応すること。
- (10) 予算要求額の調製に当たっては、法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績を考慮し、年度中に不足することがないよう留意すること。
- (11) 各特別会計においては、当市財政の危機的状況を十分理解し、運営については「会計独立の原則」に立ち、特別会計の主体性を損なうことなく、いたずらに一般会計からの繰出金に依存することのないよう認識を新たにし、積極的に歳入の確保を図り、健全運営に努めること。また、予算要求に当たっては、一般会計の取り扱い方針に準じた扱いとすること。

なお、特別会計については、一般会計における「部ごとの要求額の上限枠設定方式」は適用せず、一会計ごとに審査・調整を行うものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 各政党、会派からの政策要望や移動市長室等を通じて地域から出された市民要望を実現するため、あるいは議会答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内で事業効果、緊急性等について総合的な検討を行い、必要な予算の作成に努めること。

(2) 国県の財政危機の中で、地方財政計画等が不明確であるが、事務事業の見直しや補助金等の削減による市町村への負担転嫁が一層進むことが予想される。

このため、国県の財政構造改革や景気・雇用対策への対応等の動向を的確に把握するとともに、本市における事業の必要性を十分検討し、施策の目的が合致するものを厳選すること。

(3) 国県の補助負担額の削減や廃止が更に進んでいることから、的確な情報を収集するとともに、補助採択の可能性の高い事業を優先すること。

なお、年度途中で補助不採択を理由に、市単独事業への振り替えは一切認めない方針であるので特に留意すること。

(4) 他の部課と関連する事務事業については、関係部課と十分な連絡調整を行い、連携して効率的、効果的な執行を工夫すること。

(5) 条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、その準備、対応に遺漏のないよう注意すること。

(6) 予算執行の適正化を推進し、繰越事業の発生等を極力抑制するため、事業計画については、用地の確保を始め、周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等について事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう注意すること。

(7) 情報公開諸条例の趣旨に十分留意し、事務事業の基礎となる予算編成の段階から市民に開かれたものとし、行政の透明性を確保する視点をもって対処するよう心掛けること。

(8) その他、編成に当たっては、行政効果等を十分検討し、さらに将来の財政負担を考慮して事務の簡素効率化、経費の節減に最大限の努力を払い、「予算編成要領」に基づき的確な予算計上に努めること。